

はじめに 「景観まちづくり」の基本的な考え方

1 なぜ、いま、東浦町で「景観まちづくり」か？

(1) 「景観まちづくり」とは何か？

この場所の風景がいいな、という共感を広げ、人々が生き生きと暮らせる居場所を創り育てるのが、景観まちづくりである。

■景観とは、その土地の自然と人々の生活の積み重ねの有様を示すもの

景観とはその土地の自然と、そこで積み重ねられてきた人々の生活や産業の営みの積み重ねの有様であり、その土地がどんな場所であるかを表す姿である。

それは、建物や農地、樹木、水辺の景色など、単に目に映るまちの姿だけでなく、その場所に関することや、その場所の居心地について、安心感や清潔さ、親近感などさまざまな情報を伴っている。

なお本計画の中では、「景観」の他に「風景」「風土」の2つの言葉を使用しているが、「景観」が人々の暮らしぶりとなって定着すると「風景」となり、さらに歴史や文化と言える程に根付くと「風土」となるとしている。

人々の取組みによって「景観」が整えられ、形成されるのに10年かかると言われており、「風景」となるのに100年、「風土」となるまでは1,000年かかると言われている。

■景観に対する思いは、その場所やそこにいる人とよい関係を持てるほど深まっていく

景観を美しく整えることによって、人を引きつける魅力につながる。それはその地域の価値を引き上げ、経済的な恩恵をもたらす。さらにそれだけでなく、地域の人のつながりの豊かさにもつながる。

「良好な景観」とは、住民ひとりひとりの体験や記憶とも密接に関係がある。例えば、子ども時代の楽しい思い出が詰まっている場所の景観というのは、その人の心のなかに残る。

したがって、日常生活のなかで身近な自然や歴史、文化と触れ合う体験が豊富なほど、また、人と人のいい関係が育つほど、それだけその地域の景観にかかる思いも豊かになっていく。

■ふるさとに対する美意識の共有や共感のうえに成り立つ「みんなの居場所」

このまちで暮らす人々がまず自分たちのまちの景観のよさに気付くこと、そして今ある良好な景観を守り、日々の^{なりわい}生業のなかでその景観を活かし、また新たに景観を創り出そう、というのが、景観まちづくりである。

それは、みんなにとっての「そこにずっと居たいと思える居場所」づくりであり、多くの人々が互いに美意識や価値観を分かり合い、共感しながら行う行動である。こうした行動を通じて、生きがいをみつけたり、仲間をみつけたりして、人は育つ。その生き生きとした人々の有様、それ自体が、また「良好な景観」である。

(2) 百年後にも東浦が東浦でありつづけられるために何をすべきか？

東浦がもともと持っている資源である「景観」に気付き、それを守り、活かし、創ることによって、誇りや生きがいのある暮らしの空間が生まれ、東浦の価値の向上につながる。持続的で豊かな、自立したまちにしていくための方策として景観まちづくりがある。

■周辺地域の経済発展に依存して発展してきた東浦町のこれからは？

⇒もともと持っている資源で東浦が東浦として「自立」していくべきである。

かつて徳川家康の母・^{おだい}於大の方も生まれ育った城下町・東浦は、近代に入り、大正・昭和期前半に「紡績のまち」として繁栄の時代を迎えた。その後、紡績産業に替わって愛知県一帯の基幹産業となった自動車産業を支えるまちへと経済や住まいの構造が転換するとともに、名古屋市や刈谷市をはじめとする周辺都市のベッドタウンとして大きな人口増加を遂げてきた。

しかしながら、東浦町の人口は、今後急激に減少していくことが推計されており、人口減少の時代へ向かうといわれている。また、いつまで自動車産業に代表される既存のものづくりが地域の基幹産業として生き残っていけるか見通しも明らかではない。これまでの周辺地域の産業発展や住宅需要に依存するまちの成長には、いずれ限界がみえてくるのではないだろうか。

100年後にも東浦が東浦として残っていくために、「まち（心地よい空間）」、「ひと

(生き生きとした地域社会)、「しごと(経済的な持続性)」の3つの面から、まちづくりの総合戦略が求められており、本計画では東浦がもともと持っている資源を活かして「自立」していけるようなまちづくりを目指す。

■では、もともと持っている資源とは何か？

⇒人々の生き生きとした暮らしぶりが現れた「景観」こそが、東浦の資源である。

かつて弘法大師も歩いたという古い歴史のあるまち並みや、東浦の特産品を輝かせたい、という思いで育てられたぶどう畑、川や里山などの東浦の人々の生活の積み重ねが形づくる「景観」は、この東浦のもともと持っている資源にほかならない。

「良好な景観」とは、単に見た目が美しく整ったものという意味ではなく、そのまちの人々が生き生きとしている暮らしぶりを示すものである。例えば、農業がずっと続き、美味しいものを食べられるまち、安心して買い物ができるまち、仲間と集ったり、一人でいてもほっとできるまちなど、いろいろな人にとっての「心地よい居場所」を守り、活かし、創るのが景観まちづくりである。

つまり「景観」は、「100年後にも残るまちづくり」として多くの人々が共感し、団結できるまちづくりのテーマのひとつといえる。

■「景観まちづくり」は、東浦に持続的な豊かさをもたらすか？

⇒人を引きつけ、誇りや生きがいをもって暮らせるまち、という真の豊かさのある居場所をもたらす

景観まちづくりによって私たちが目指すのは、人を引きつけるまちであり、誇りや生きがいをもって暮らせるまちである。

そうしたまちは、町の内外の人々にとって魅力的なまちとなる。地元で生まれ育った若い世代が「ここで暮らし続けたい」と思え、町外の人々も「ここに住んでみたい」「ここへ行ってみたい」「ここに店を出したい」と思えたとすれば、まちの活力が維持されるのみでなく、価値が向上する。

古い景観を守ったり、それを活用したり、新しくいい景観をつくるために人が集まれば、それ自体が「ローカルビジネス」につながる。そして外部の資源に依存するのではなく、もともと持っている資源をもとにして地元の人々が営む仕事も生まれ、人

が育つ。

景観まちづくりが目指すのは、こういった、経済的にも持続性のある、真の意味での「豊かさのある居場所」である。

(3) 「東浦らしい景観」とは何か？それを再発見する

東浦の個性を示す景観は、川筋(狭間)とそれを挟む丘(根)の起伏に富んだ地形のうえに、人々の生活が積み重ねられて形成されている。行政と住民が、その魅力や価値を再発見し、まちづくりに活かしていくべきである。

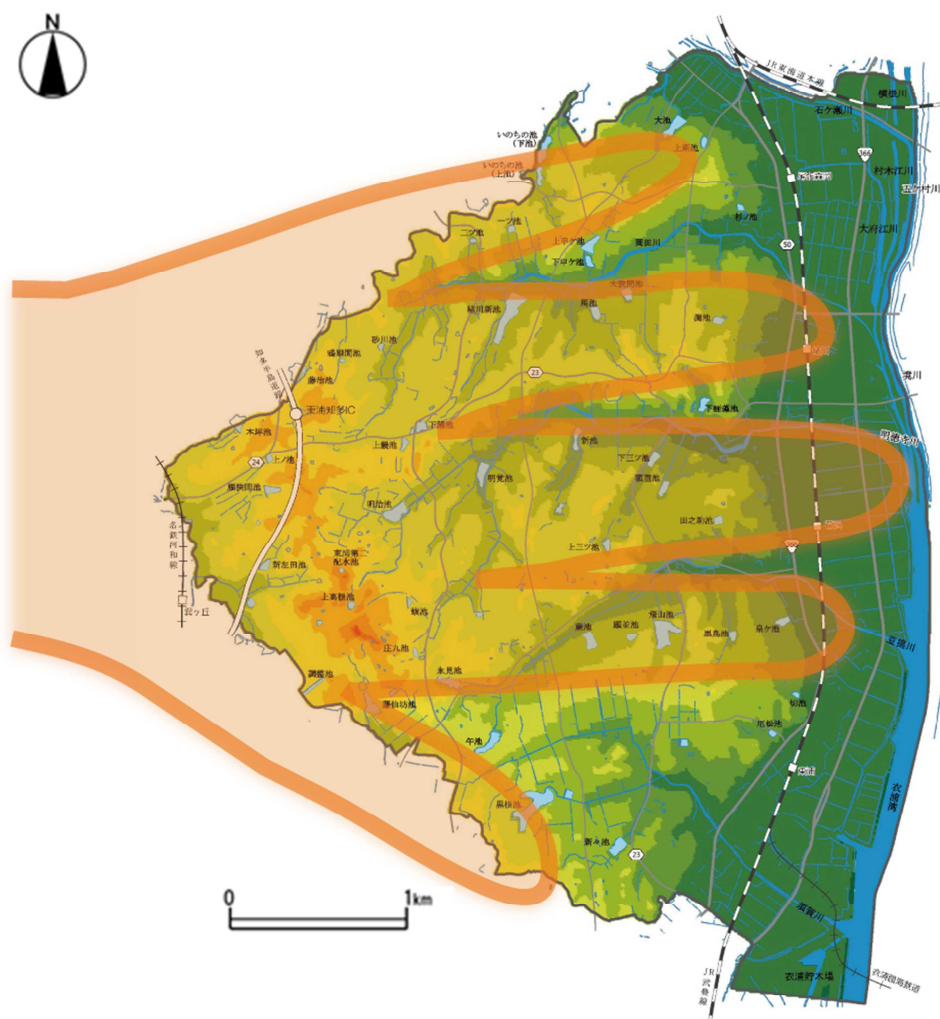
■ 「東浦らしさ」は、「根」と「狭間」という土地の記憶のうえにある

東浦町の地形上の特徴は、「根」と「狭間」であり、「根」を手の指に、「狭間」を指の間に見立てると、5本の指を持つ人の手の形にもみえる。かつて海であった5本の指先の部分で江戸時代に新田開発が進められるなど、東浦の景観は、この「根」と「狭間」の地形がベースとなっている。

この地形のうえには原始時代の遺跡、弘法大師が歩いた道、於大おだいの方が生まれ育ったまち、川の水辺と里山の農地、近代の紡績産業、そして現代へと至る多様性豊かな歴史（土地の記憶）が刻まれている。東浦町の景観まちづくりは、まずこれらの土地の記憶を大切にすることから始まる。

持続性のある景観まちづくりのためには、地域の歴史や自然の文脈になじんだ場所との関係性、すなわち「土地の記憶」を意識した景観形成を考えるべきであり、土地の特徴や歴史にまつわる物語が豊富に盛り込まれたまちづくりは、人を引きつけるまちへとつながる。

東浦町の景観は、人の手の形をした「根」と「狭間」の地形のうえに形成されている



■損なわれ、見失われつつある景観の価値や魅力を再発見しよう

現代の東浦では、「土地の記憶」が急速に失われつつある。これは大いに危機感を持つべきことであるといえる。

急速に失われている古く風情のある家屋、空き家の増加や商店の閉店によるまちの空洞化、古いまち並みやのどかな田園風景と新しい建物の無秩序な混在化、幹線道路沿いの過度に人目を奪う広告看板、周辺の景色と溶け合っているとはいえない大型店舗の立地、これらにより東浦がもともともっていた資源である景観のよさは損なわれ、価値を喪失し、全国どこにでもある無個性なまち並みに近づいて、個性が埋没しつつある。

昔を知る世代が自分の生まれ育った原風景を忘れかけていることや、若い世代がこの

地域で受け継がれた原風景を知らずに育っているということが、こうした価値の喪失に拍車をかけているのではないだろうか。東浦に暮らす多くの人々にとって、身近な生活のなかで目にする風景から、こうした「東浦らしさ」の魅力や価値を再発見していく意義は大きい。

■いま、誰が、何をすべきか？

良好な景観形成は、それ自体が目的ではない。「良好な景観」は、健やかで自立したまちづくりの結果として「東浦らしい暮らしぶり」が形に現れ、五感で感じられるものである。

この、健やかで自立したまちづくりのために、行政が果たすべき責任は大きい。農業や商工業の振興、都市施設の整備、環境対策から市街地の空洞化対策まで、多岐にわたる施策が協調し、相互に補完することなしに、良好な景観形成を実現することは困難である。したがって景観まちづくりは、総合的なまちづくりの戦略として、行政の施策体系のなかで位置づけ、推進していくべきものである。

その一方、誰かがやってくれるのをただ待つのではなく、住民一人ひとりが、身近なところから行動に移していく必要がある。景観とは、住民の日常の暮らしぶりの反映に他ならないからである。したがって、景観まちづくりは、住民や町内の事業者など、さまざまな主体が協力しあいながら、持続的に進められるべきものである。

2 東浦町景観計画を策定する目的

1で示した問題意識に基づき、平成25年度には、住民ワークショップや住民アンケートにより東浦町の景観資源の調査・分析を行い、基本方針を検討し概要を取りまとめた。その結果を受けて、平成26年度から27年度にかけては「東浦町景観計画検討委員会」において本計画策定の検討が重ねられてきた。

本計画は、東浦町の景観の特性や実態から、景観の保全や活用に向けて課題を整理するとともに、東浦らしい景観を守り育てるための、景観まちづくりの方向性を定めることと、取り組むべき行動を整理することを目的に策定する。

この計画の役割は以下のとおりである。

■「景観まちづくり」の方向性と、実現のための手段・手順を示す

景観まちづくりの方向性を明確にするために、第1部第1章・第2章では、東浦町の景観特性、課題からみた基本理念、基本方針を定めている。

また、第1部第3章から第5章では景観まちづくりを実現する手段としての決まりごとを定めている。

第2部第6章では東浦町の景観の特徴を代表し、かつ早急な取組みが必要とされる場所を選び出し、「重点区域候補地区」として、景観まちづくりの方向性を定めている。

■「景観計画」策定後の、計画を実現していく道のりも示す

一方、景観まちづくりを今後進めていくうえでは、「景観まちづくりの行動が、私たちのまちを豊かなものにする」という理念や価値観を多くの住民が共有し、できることから着手し、広げていくことが必要である。

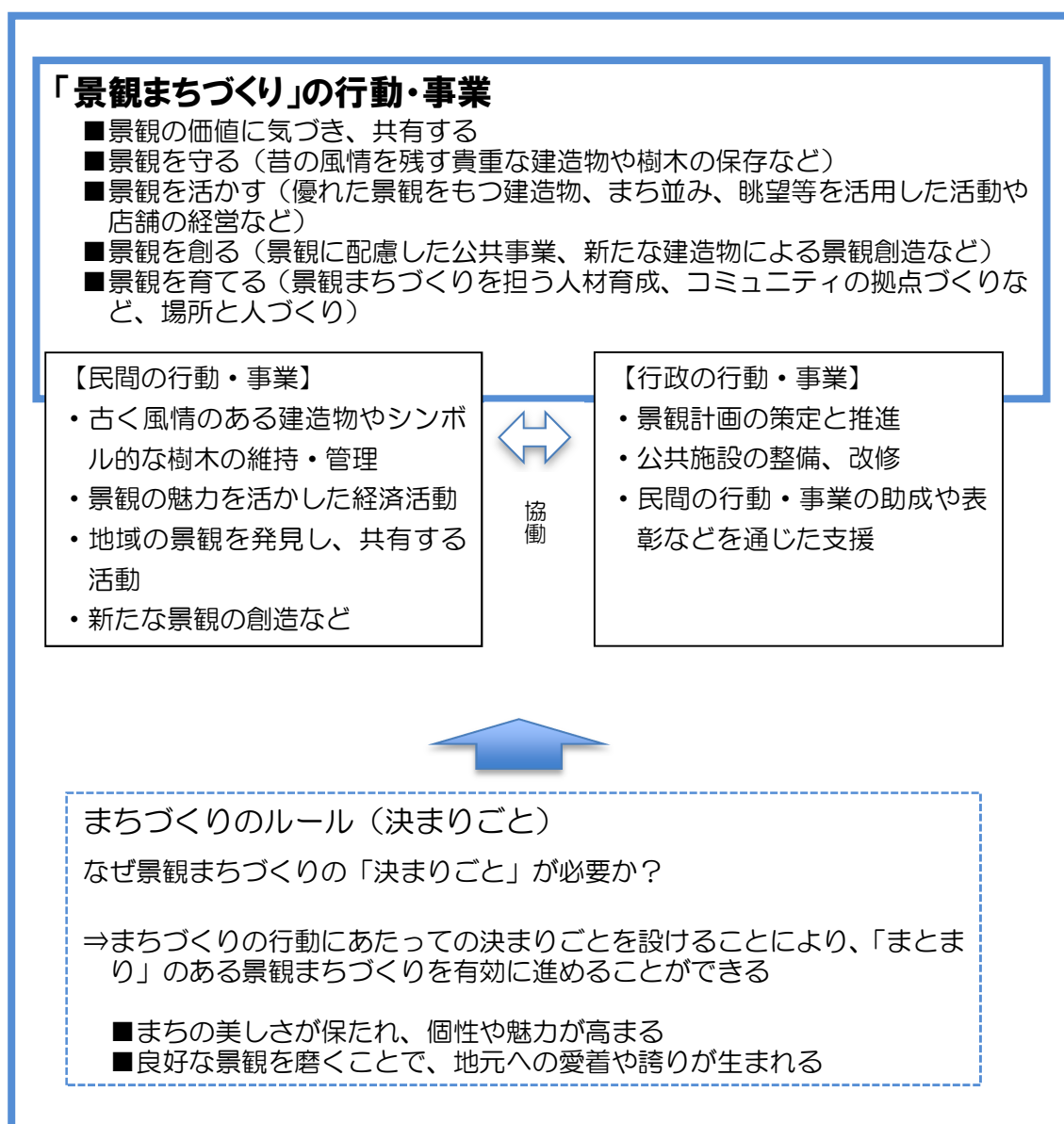
重点区域における景観まちづくりの具体的な取組みの範囲や内容については、各地域の住民が参加し、より詳細に検討を進めていくことが必要である。また、本計画において重点区域候補地区として定めなかった場所においても、今後は景観まちづくりの可能性を探り、できることを検討していくという課題も残る。

こうしたことから、第3部第7章においては、本計画策定後に取り組むべき行政の施策と住民の行動の課題と方向性について記述することとし、長期にわたって持続的に景観まちづくりを行っていくうえでの指針とする。

3 「景観まちづくり」の行動・事業

本計画では、景観まちづくりのための各種の行いを「行動・事業」と呼ぶことにする。「行動」とは、主に住民や事業者が個々に、あるいは小規模なグループで目的意識を共有しながら行う景観まちづくりをさす。

一方、こうした行動の価値が共有され、より大きな組織となれば、公共的な事業の性格に近づいていく。したがって、行政が行う公共事業のみでなく、住民や事業者の組織と行政が協働しながら行う取組みも含めて「事業」と呼び、これらをあわせて「行動・事業」と呼ぶ。



4 景観計画で定める事項

(1) 景観計画の対象範囲

計画の前提（計画の対象範囲）

【景観計画の適用範囲】

町全域を景観計画区域とする

歴史的な市街地、新市街地の景観、農地や水辺の景観など多様な要素の分布を総合的に捉えたうえで、「根」と「狭間」のうえに景観形成を図るべきと考え、景観法に基づく景観計画の区域は町全域とする。

(2) 景観計画で定める事項

3で整理した景観まちづくりの基本的考え方や構成に基づき、東浦町景観計画においては、全体を3部構成とし、各章において、以下の事項を定めることとする。

第1部 全町に関する事項（第1章～第5章）

【景観まちづくりの基本的な方針】

景観まちづくりの基本理念・目標・方針を定める

東浦町の景観の特徴、住民アンケートやワークショップの結果、検討委員会の討議結果等を踏まえ、まちづくりの基本理念、目標、方針を定める。

【町全体の取り決め事項】

当面、影響が大きい行為（大規模行為）に限り、行為の制限を設ける

町内のいずれの場所であっても、一定規模以上の大規模な建築物など、周囲の景観に大きな影響を与える行為については、良好な景観の形成や、景観阻害の防止のため、行為の制限ルールを定める。

景観まちづくり上、重要な建造物などの指定の方針を定める

東浦町の特徴をあらわし、多くの住民にとってシンボリックな存在であったり、放置すれば失われる恐れが高い、貴重な景観資源となる建造物、樹木、公共施設などについて、景観法に基づく指定を今後行っていくための方針を定める。

第2部 重点区域の候補地区に関する事項 (第6章)

【重点区域の候補地区とそこで先行的に行うべき行動】

重点的・先行的に景観まちづくりを立ち上げる地区の候補を提案する
景観計画区域のなかで、特に「東浦らしさ」のある特徴的な区域、住民にとって共通して集える場所のある区域、放置すれば失われていく恐れが強い景観のある区域などについて、「重点区域候補地区」として提示する。

今後、この候補地区を参考として、地域住民が参加しながら「重点区域」の範囲の絞り込み、重点区域におけるルールを設定するとともに、先行プロジェクトとして景観まちづくりを進めていくうえで、本計画においては、その基本的な方針を定める。

第3部 本計画策定後の行動・事業について (第7章)

【初動期と中・長期に分けた実行計画】

すぐにはじめる行動から、長期的に取り組む行動まで、今後やるべきことを整理する

重点区域での先行プロジェクトをはじめとして、住民ひとりひとりがすぐにはじめることが可能な行動から、時間をかけて町として取り組むべき行動まで、さまざまな行動を目的別に整理するとともに、段階的行動計画としてスケジュールを提案する。

景観計画で定める事項

第1部

景観計画区域（全町）

全町共通の取り決め事項

- 景観まちづくりの理念、目標、良好な景観の形成に関する方針
- 大規模行為を対象とした、行為の制限に係わる取り決め
- 景観重要建造物、樹木、公共施設の指定の方針や基準

第2部 重点区域

地域の景観特性や課題を踏まえ、地域独自のまちづくりの方針をもとにした、重点区域の区域設定と景観まちづくりの方向性（重点区域の具体的な範囲とルールは今後検討）

第2部 先行プロジェクト

重点区域を中心に、景観まちづくりをまず始めるため

先行プロジェクトとして立ち上げる行動や事業（具体的内容は今後検討）

（プロジェクトの例）

- ・特に良好な景観をもつ家屋や道に沿ったまち並みを守り、活かす取組み
- ・景観に特に配慮すべき道路や河川など公共施設に関する取組み



第3部 本計画策定後の行動・事業について

本計画に位置づけた行動、事業や体制づくりの段階的な予定